

令和6年第9回 千葉市選挙管理委員会定例会会議録

1 日 時	令和6年9月24日（火） 午後2時00分～午後2時26分						
2 場 所	千葉市役所 10階 選挙管理委員会室						
3 出席委員	委員長	大野 雄子	委員	田部井 宏明			
	委員	橋 高俊	委員	川村 道子			
4 出席書記	事務局長	清水 公嘉	次長	中野 廣正	次長補佐	熊本 和広	
	主査	君塚 利明	主査	加藤 啓樹	主任主事	佐分利 めい	
5 議 題	報告第 30 号	地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な人数について(9月1日定時登録)					
	報告第 31 号	令和6年度明るい選挙啓発ポスター・標語の審査結果について					
	報告第 32 号	千葉市長選挙に係る政治活動用ポスターの掲示等の規制について					
	報告第 33 号	千葉県知事選挙に係る政治活動用ポスターの掲示等の規制について					
	報告第 34 号	指定都市選挙管理委員会連合会役員の異動について					
6 議事の概要	(1)議題						
	報告第 30 号 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な人数について(9月1日定時登録) （報告第 30 号について、報告があった。） 報告第 31 号 令和6年度明るい選挙啓発ポスター・標語の審査結果について （報告第 31 号について、報告があった。） 報告第 32 号 千葉市長選挙に係る政治活動用ポスターの掲示等の規制について （報告第 32 号について、報告があった。） 報告第 33 号 千葉県知事選挙に係る政治活動用ポスターの掲示等の規制について （報告第 33 号について、報告があった。） 報告第 34 号 指定都市選挙管理委員会連合会役員の異動について （報告第 34 号について、報告があった。） (2)その他 次回委員会について 次回、令和6年第10回定例会の開会日は、10月22日（火）午後2時から開会することで決定した。						
7 会議経過	(要約)						
	報告第31号について						
	橋委員	「昨年と比べてポスターの応募数が減っている理由はわかっているのか。」					
	事務局	「詳細な理由は把握できていない。ただし、今年度の応募数は令和4年度とは同程度であり昨年度の応募数が比較的多かったのだと考えている。」					
	橋委員	「今年度は市立高校からの応募が無いが、前年度、前々年度も同様か。」					
	事務局	「同様である。市立高校にも募集の連絡はしているが応募が無い状況である。」					
	田部井委員	「模擬選挙で呼びかけたという若松小様に院内小からの標語の応募も多いが、理由は。」					
	事務局	「院内小に対しては特に働きかけていないが、学校で取り上げてくれたものと推測している」					
	報告第32号について						
	橋委員	「ポスターを撤去しなかった場合、罰則はあるのか。」					
	事務局	「2年以下の禁錮または50万円以下の罰金の罰則がある。」					
	橋委員	「罰則となるのは、どの時点か。 掲示している時点で罰則か、それとも注意されて撤去しなければ罰則となるのか」					
	事務局	「法的には掲示していることに対して罰則とになっているが、 実態としては注意して撤去すれば罰則を受けないようだ。」					
	大野委員長	「たすきに『本人』と書かれているケースは、氏名ではないから規制対象ではないということか					
	事務局	「そのとおり。」					